

クルーズ船内で医療救護活動に従事されている皆様へ

令和2年2月14日(金)
新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する
厚生労働省対策推進本部

- クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」内で乗客・乗員向けの医療救護活動にご協力いただいている皆様におかれましては、厚生労働省より、心からの敬意と感謝を申し上げます。
- 先般2月12日、クルーズ船内で検疫業務に従事していた検疫官が、COVID-2019に感染したことが判明しました。当該検疫官は、2月3日夜から4日夜にかけて、船内の客室で質問票の回収と検温の業務に携わっていましたが、2月5日以降は検疫所の事務所内で業務しており、船内業務は行っておりません。また、発症した2月9日以降は、業務に従事しておりません。従いまして、当該検疫官が船内に感染を広げた可能性はほとんどないと考えております。
- なお、当該検疫官が感染に至った原因としては、
 - ・ マスクと手袋を着用していたものの、交換頻度が十分でなかったこと
 - ・ 手袋を着用したまま目や鼻、口などの粘膜を触れた可能性があること
 - ・ 検体採取時に使用し汚染物質が付着した可能性のある防護服に必要な感染防護をしないまま接触した可能性があること等、厳しい業務スケジュールの中、基本的な感染防護策が徹底されていなかったことが、その後の疫学調査により判明しております。
- このため、クルーズ船内の医療救護活動に従事していただいている皆様により安全に活動していただくため、以下のとおり、感染防護策を強化することとしました。

<感染防護方法>

【検体採取業務など（乗客・乗員のマスクを外して行う業務を行う方）】

- ・ フェイスシールド（ロングタイプ）、フルフェイスマスク又はゴーグルの着用
- ・ サージカルマスク又はN95マスクの着用
※ただし、N95マスクは使い方に習熟している者に限る
- ・ アイソレーションガウンの着用

- ・ サイズに合った手袋の装着
- ・ 手指消毒剤を携帯し、手指衛生を徹底
- ・ なお、手袋は、1人の患者から検体採取等を行う度に交換する。また、その他の防護具は、1部屋ごとに手技が終了したら交換する。
- ・ 長時間連続して業務を行う場合は、3時間に1回は30分以上の休憩を取る。

【上記以外の業務を行う方】

- ・ 飲食等を行う以外では、サージカルマスクを常に着用
- ・ 客室における業務では、手指消毒剤を携帯し、入退室時の手指衛生を徹底
- ・ なお、長時間にわたり問診等を行う場合は、サージカルマスクに加え、フルフェイスマスクの着用を検討する。

<感染症の専門家を派遣>

- ・ 医療救護活動従事者向けの感染防護の指導と、活動拠点の環境管理等を徹底する。

- 皆様におかれては、適切な感染防護策を講じていただいた上で、引き続きクルーズ船内の医療救護活動にご協力をよろしくお願いいたします。

以 上